

特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件

○厚生労働省告示第四十六号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十一号）の一部を次のように改正し、平成二十三年四月一日から適用する。ただし、同年三月三十一日以前に行われた療養に要する費用の額の算定については、なお従前の例による。

平成二十三年三月十一日

厚生労働大臣 細川 律夫

別表Ⅱ区分027(1)②を次のように改める。

② カフ上部吸引機能なし

ア 標準型	776円
イ 特殊処理型	2,640円

別表Ⅱ区分057(2)①を次のように改める。

① 大腿骨^{たい}ステム(I)

ア 標準型	557,000円
イ 特殊型	613,000円

別表Ⅱ区分058(2)①を次のように改める。

特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件

① 全置換用材料(I)

ア 標準型 192,000円

イ 特殊型 201,000円

別表Ⅱ区分078②に次のように加える。

⑧ 椎体骨創部閉鎖用 1 mL当たり16,000円

⑨ スクリュー併用用 1 mL当たり16,000円

別表Ⅱ区分112⑦中「トリプルチャンバ」を「トリプルチャンバ（Ⅰ型）」に改め、同区分に次のように加える。

(8) トリプルチャンバ（Ⅱ型） 1,600,000円

別表Ⅱ区分120②中「異種心膜弁」を「異種心膜弁(Ⅰ)」に改め、同区分に次のように加える。

(3) 異種心膜弁(Ⅱ) 970,000円

別表Ⅱ区分129②中「埋込型」を「植込型（拍動流型）」に改め、同区分に次のように加える。

(3) 植込型（非拍動流型）

① 磁気浮上型 18,100,000円

② 水循環型 18,100,000円

(4) 水循環回路セット 1,050,000円

特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件

別表Ⅱに次のように加える。

166	外科用接着用材料	1 g 当たり 13,300円
167	交換用経皮経食道胃管カテーテル	16,500円

別表Ⅴ区分 015(1)②を次のように改める。

② カフ上部吸引機能なし

ア	標準型	776円
イ	特殊処理型	2,640円

別表Ⅵ区分 006中「802円」を「878円」に改める。

別表Ⅵ区分 007中「805円」を「894円」に改める。

別表Ⅵ区分 008中「911円」を「1,000円」に改める。

別表Ⅵ区分 009中「854円」を「943円」に改める。

別表Ⅵ区分 010中「1,230円」を「1,295円」に改める。

別表Ⅵ区分 011中「87円」を「93円」に改める。

別表Ⅵ区分 012中「100円」を「106円」に改める。